

AGE100RATING エントリー要領

2019年1月

一般社団法人 人生100年時代協議会

この要領は、「AGE100RATING 事業実施要領」第2章、「6.AGE100商品の認定手続き」に定める認定申込手続きについて事業の円滑な実施及び適正な審査のため必要な事項を定め、もってシニアの人生の後半の充実に資することを目的としています。

1. AGE100RATING 事業の対象商品

1.1. AGE100RATING 事業の対象となる商品（製品およびサービス。以下同じ）は、以下の要件を満たすものとします。

1.1.1. シニアの生活に寄与する効果が高く、これを消費者に奨励することがシニアの「人生の後半」の充実のために適切であると認められる商品

1.1.2. 国内製品、外国製品を問わず日本国内で販売される商品

2. AGE100RATING 商品認定申込者の要件

2.1. AGE100RATING 商品（以下、「AGE100商品」という。）の認定申込は、原則として「1.」の対象商品の製造事業者で、その商品についてAGE100商品としての認定を希望する方に行っていただきます。

2.2. 販売事業者は、自社開発商品について申込みことができます。販売事業者が他社開発商品について申込み場合は、製造事業者の発行した申込承諾書の写しを添付して下さい。

2.3. 外国製品については、輸入取扱事業者（外国企業の支店、代理店等を含む。）からも申込みことができます。輸入取扱事業者が申込を行う場合は、その商品の製造事業者（外国企業）の発行した申込承諾書の写しを添付して下さい。

2.4. 発注者は、特別仕様品であって自ら使用または無償で配布する商品について申込みことができます。発注者が他者開発商品について申込み場合は、製造事業者の発行した申込承諾書の写しを添付して下さい。

3. 申込に必要な書類

3.1. AGE100RATING 商品認定エントリーシート（必須）

3.2. エントリーシートの添付物等

3.2.1. 審査用画像ファイル（必須）

3.2.2. 公開用画像ファイル（必須）

- 3.2.3. 販売事業者が他社開発商品について申込み場合、又は輸入取扱事業者又は発注者が申込み場合にあつては、製造事業者の申込承諾書の写し（任意）
- 3.2.4. 商品の現物（任意）
- 3.2.5. 関係法律、日本工業規格等への適合を証明する書面の写し（任意）
- 3.2.6. その他、補足説明や認定を優位にするために必要な資料等（任意）

*商品・業界ごとによって、すでに公開されている他の認定機関等による評価の状況（ユニバーサルデザイン、エコマーク、特定保健用食品等）も加味して審査するものとします。

なお、ユニバーサルデザイン、エコマーク、特定保健用食品等を有している場合は、審査項目の大半をクリアしているため、自動的に GOLD 認定がされます。

4. エントリー料金

- 4.1. AGE100 商品の認定申込にあたっては、原則として1商品ごとに 68,000 円(税別)のエントリー料金をお支払いいただきます。
- 4.2. 同一の申込者が複数商品の認定を受けようとする場合、前項の規定に関らず、2商品目以降のエントリー料金は 48,000 円（税別）となります。
- 4.3. 審査料のお支払方法は銀行振込またはクレジットカードとします。
- 4.4. いかなる場合であっても、審査料の払い戻しは行いません。
- 4.5. 支払期限は、エントリー申込み後 2 週間以内となります。商品認定を申し込んだ日から 2 週間以内にエントリー料金の支払いがない場合、当該申込は取り消されたものとみなします。
- 4.6. 審査は審査料金のお支払い確認後に着手いたします。
- 4.7. 応募者が自治体、国公立機関（学校、病院、博物館など）、独立行政法人、公社、認定 NPO 法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人の場合は、審査料が 10%割引となります。

5. 応募に係る情報の取り扱いについて

- 5.1. エントリーに関わる個人情報、協議会からの連絡及び、案内や質問に対する回答を目的とした諸連絡や資料の送付に利用いたします。
- 5.2. 応募作品の特許、商標、著作権などについては、事務局では関知いたしません。応募内容についてのみ審査を実施します。応募後に上記に関する問題が発生した場合でも、人生 100 年時代協議会ではその責任を負いかねますのでご注意ください。

附則

<その他、エントリーにあたっての注意事項等>

1. AGE100RATING の認定申込みに関し、本エントリーシートおよび添付書類（画像等）の記載内容に間違いがないことを誓約し、申込者（事業代表者）が全責任を負うこととします。なお、万一、本エントリーシートおよび添付書類の内容等について疑義が生じた場合には、一般社団法人人生 100 年時代協議会に対し、申込者および関係者に対する必要な調査（現地確認を含む）に協力するとともに、資料提供等を含め十分な説明を行うものとします。

2. AGE100RATING の認定申込みに関し、AGE100RATING 事業実施要領等にもとづくほか、以下のことを承知するものとします。

(1)AGE100RATING 認定審査エントリー後において、本申込書類（証明書等の必要書類を含む）などに虚偽の記載があることが判明したときは、認定が取り消される場合があります。

(2)AGE100RATING 商品について、新たな型式（品番）等を追加する場合、または製造方法、製造工程、製造場所や使用する原材料など、認定時の証明内容に変更が生じる場合には、速やかに一般社団法人 人生 100 年時代協議会宛てに追加または変更等の手続きを行い、事前に承認を得る必要があります。

(3)一般社団法人人生 100 年時代協議会は事業の適正な実施をはかるため、AGE100RATING エンブレムの使用・製造販売（出荷額）の状況等について報告、説明を求め、必要に応じて調査およびサンプル検査、ならびに市場での任意抽出による商品テスト等を行うことがあります。

なお、AGE100RATING エンブレムの不適正使用や無断使用に該当しますと、認定の取り消し、精算金の徴収、企業名等の公表、および刑事告発を含む法的措置などの対象となる場合があります。

3. 一般社団法人 人生 100 年時代協議会は、認定審査に際し、必要に応じて商品現品や追加資料の提出、または第三者機関による試験、および基準適合に関する調査（現地確認を含む）などの協力を求めることがあります。本認定審査に係る商品現品や追加資料の提出、および第三者機関による試験に要する費用は別途申込者の負担となります。

- ・本認定審査に係る申込書類や商品現品などの提出資料は、審査結果等に係らず、原則として返却できません。事前に写しなど手元に控えを保管するようにして下さい。
- ・本認定審査に係る申込書類などに不備がある場合、当該不備書類が完備するまで審査は留保します。ただし、書類不備のまま正当な理由なく申込日より 6 ヶ月以上が経過しますと、本申込は取り消し扱いとなります。
- ・一般社団法人 人生 100 年時代協議会および審査委員会は、提出された本認定審査に係る申込書類および審査の過程で知り得た情報などに関し、守秘義務を負います。

当該情報は、AGE100RATING 認定審査の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩すること

はありません。ただし、AGE100RATING 事業の普及・啓発のため、AGE100RATING 商品に関する商品ブランド名、型式・品番、AGE100RATING 認定番号、使用契約者（事業者）名、認定要件に関する事項（認定情報に係る固有の証明値を含み、機密情報を含まない）および、「9.消費者等からの AGE100RATING 商品とその購入方法などに関する問い合わせ先」および本申込書に付随する「AGE100RATING 商品情報登録用紙」にもとづく情報は、AGE100RATING エンブレム使用申込み後（2 商品目以降は認定通知後）に当協会 AGE100RATING ホームページで公開します。

また、AGE100RATING エンブレムの表示方法は、AGE100RATING エンブレム使用規定に従うものとします。

4. 関連する法規、基準、規格等の順守について

認定の要件として、申込者（事業代表者）およびその申込商品の製造・提供事業者（申込者が申込商品の製造・提供事業者でない場合）は、関連する法規、基準、規格等（以下「法規等」という。）を順守していることが必要です。

なお、一般社団法人 人生 100 年時代協議会は、本認定審査に際し、必要に応じて取材（ヒヤリング）を行う場合があります。

- ・認定後（商品認定有効期間中）に法規等に違反した場合、申込者およびその申込商品の製造・提供事業者は、一般社団法人 人生 100 年時代協議会に対し、その違反内容等を当該事実の判明した日から 1 週間以内に書面により報告する義務を負います。一般社団法人 人生 100 年時代協議会は、当該違反内容等を確認した後、認定を直ちに停止します。その後、適正な改善と再発防止策の実施状況、ならびに一般社団法人 人生 100 年時代協議会による現地監査等の確認結果などを総合的に判断し、再発のおそれがないと審査委員会が判断した場合には認定を再開することがあります。ただし、相当期間内に違反の状況が改善されない場合、あるいは違反が繰り返された場合など、再発のおそれがあると認められるときは、AGE100RATING エンブレム使用規定第 9 条に基づき、認定を取り消し、使用契約を解除することがあります。また、過去に関連法規等の重大な違反、または AGE100RATING 認定要件への違反があった申込者において、再発防止のための是正措置等が不十分であると認められる場合には、「AGE100RATING 事業実施要領第 2 章 5.AGE100RATING 商品の認定要件」に該当しないと判断し、認定されないことがあります。

5. 「AGE100」、「AGE100RATING」、および「エンブレム」の商標権は一般社団法人人生 100 年時代協議会が保有しています。

2019 年 1 月 4 日 制定施行